

経済対策として住宅リフォーム助成制度の実施を求める意見書

住民に笑顔を広げ、地元の中小業者を潤し、地域経済を元気にする。今、地方自治体が緊急に取り組まなければならない仕事である。

今、住宅を改修、リフォームする住民に、自治体が工事費用の一定割合もしくは一定額を補助する「住宅リフォーム助成制度」が各地に広がっている。全国商工団体連合会の調査では、現在29都道府県の175自治体が実施。このうち、昨年4月から新たに制度を創設した自治体が43自治体と、大変な勢いでふえ続けている。

省エネや耐震、バリアフリーなどでリフォームをしたいと考えている家庭はたくさんある。助成制度を実施した自治体では、「この機会に思い切って工事しよう」と申請が広がっている。

これは、「仕事が無い」と悲痛な声を上げている地元の中小・零細建築業者にとっても、貴重な「仕事起こし」となり、不況対策としても抜群の効果を発揮している。県段階で唯一、昨年3月から「住宅リフォーム緊急支援事業」を開始した秋田県では、10月までに1万2,000件近い申請があり、全世帯の約3%が利用した。県内に本店を置く事業者が施工することが助成の条件であり、地元の建設業者に新たな仕事を生み、補助額16億5,000万円足らずで工事費総額は252億円以上に上っている。住宅リフォームにかかわる仕事は多方面にわたり、大きな経済効果を持っている。秋田県はリフォームによる経済波及効果は、補助額の24倍の約512億円と推計している。建築・土木技術者の求人倍率が顕著に改善するなど、地域の中に新たな雇用を生み出している。

この間、政府も経済界も、住宅を「社会的資産」と位置づける変化が生まれてきた。2006年成立した住生活基本法に基づく「住生活基本計画」は、「住宅は、都市や街並みの重要な構成要素であり、社会的性格を有する」と明確に述べている。また経団連は提言「住宅・街づくり基本法の制定に向けて」で、「個人資産にとどまらない社会的資産である」と明記している。

これまで「個人資産の形成には助成はできない」としてきた自治体の中でも、施策を転換し「経済対策」として実施している。

疲弊した地域経済を活性化するため、市民のお金が地域内の地元業者に回り、循環する経済対策、中小企業を振興し住民が安心して働き暮らせる、地域の経済循環をつくる支援策が必要である。

よって、本市議会は、政府及び東京都に対し、地元自治体事業者を対象にした住宅リフォーム助成制度の実施と助成制度の財政的支援の拡充を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年 3 月24日

三鷹市議会議長 田 中 順 子